

「低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業」の予算残額が2割程度となったことによる
申請の取扱いについて

本日（令和6年1月5日（金曜日））、低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業の申請予算額の残額が2割程度に達しましたので、申し込み順による審査を終了いたします。

このため令和6年1月6日（土曜日）以降の申請（郵便による申請については、令和6年1月6日（土曜日）以降の消印、jGrants、または識別番号付き電子メールによる申請については、1月6日（土曜日）以降の送付申請）については、全ての審査が終了してからの補助金交付となります（交付決定は、令和6年2月中旬以降を予定）。

ただし、予算残額を超える申請があった場合には、初めて申請を行う事業者や申請台数の少ない事業者を優先して抽選するなど配慮したうえ補助事業者を決定致しますので、ご承知方お願いいたします。

なお、1月5日（金曜日）までに一般財団法人環境優良車普及機構に配達、持参、jGrants または識別番号付き電子メール申請により受付を行った申請（郵便による申請については1月5日（金曜日）以前の消印、後納郵便については1月5日（金曜日）以前の後納郵便等差出票）については、申し込み順に審査を行い順次補助金の交付決定を行うこととしています。

（注）提出資料総括表を添付の上、必要な書類を確認してから提出してください。提出資料が不足している場合には、受付いたしかねる場合がございます。

〈参考〉

消印 後納郵便等差出票 jGrants 電子メールによる 申請	～本日：1月5日（金） 持参：17：00まで	明日：1月6日（土）以降～ 令和6年1月31日（水）
取扱い	申し込み順による審査、 交付決定を実施	全審査を保留